

参考資料集

令和4年9月



文部科学省

機関要件の設定意義

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）（抜粋）

Ⅱ 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

5. 大学等の要件（機関要件）

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

- ① 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
 - ※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- ② 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
- ③ 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
- ④ 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を開示していること。

（経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い）

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・ 直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標については、大学の指標も参考にしつつ設定する。

【参考：関連条文】

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

（大学等の確認）

第七条（略）

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

- 一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。
- 四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうち、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3（略）

（確認の取消し）

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。

二～六（略）

2（略）

（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

【参考：関連条文】

○大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）

（大学等の確認要件）

第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）及び高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第四条第一項において同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。
 - 二 大学等の設置者（国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号及び第四条第二項において同じ。））、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次条第一号において同じ。）及び学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。次条第二号イ及びロにおいて同じ。）（第四号ロ及び第四条第三項において「大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人」という。）に限る。）の役員（監事を除く。）のうち、その任命又は選任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者（第三項において「学外者」という。）が二人以上含まれること。
 - 三 大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価（イにおいて「成績評価」という。）の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。
 - イ 毎年度、授業計画書（授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したものをいう。）を公表すること。
 - ロ 大学等が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位の授与又は履修の認定を行うこと。
 - ハ 学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの（以下「GPA等」という。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにGPA等の分布状況を把握すること。
 - ニ 卒業又は全課程の修了の認定に関する方針を公表するとともに、当該方針を踏まえ卒業又は全課程の修了の認定を行うこと。
 - 四 次に掲げるものを公表すること。
 - イ 大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。）が関係法令の規定に基づき作成すべき財務諸表等（当該関係法令の規定に基づき財務諸表等の作成を要しないときは、貸借対照表及び収支計算書又はこれらに準ずる書類）
 - ロ 大学等の設置者（大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人に限る。）の役員（監事を除く。）の氏名が記載された名簿
 - ハ 学校教育法第百九条第一項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する点検及び評価の結果
 - ニ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百七十二条の二第一項各号（同令第百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあっては、同令第百八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書に記載すべき情報）
- 2 前項第一号の実務の経験は、その者の担当する授業科目に関連する実務の経験でなければならない。
 - 3 学外者である役員が再任される場合において、その最初の任命又は選任の際現に大学等の設置者の役員又は職員でなかったときの第一項第二号の規定の適用については、その再任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者とみなす。
 - 4 第一項第四号に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

【参考：関連条文】

○大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）

第三条 法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 大学等の設置者が国（国立大学法人及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）を含む。）であること。二 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - イ 大学等の設置者の直前三年のいずれの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類においても、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零を下回ること。
 - ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、（1）に掲げる資産の合計額から（2）に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零を下回ること。
 - （1）学校法人会計基準別表第三に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この号において「運用資産」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて運用資産に準ずるもの
 - （2）学校法人会計基準別表第三に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この号において「外部負債」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて外部負債に準ずるもの
- ハ 直近三年度のいずれにおいても、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の收容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る收容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における收容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項において同じ。）が八割未満であること。

機関要件の確認(更新)申請・審査の概要

令和4年8月31日公表

区分	学校数 (R4.4.1)	確認校数 (R4.4.1)	新規確認校数 (R4年度)	確認取消校数 (R4年度)	確認校数 (R5.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,085	1,064	1	4	1,061	97.8%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,637	2,000	44	11	2,033	77.1%

(注1) 学校数 (R4.4.1) には、大学院大学 (25校)、学生募集停止・休校・廃校等 (172校) を含まない。

令和3年8月31日公表

区分	学校数 (R3.4.1)	確認校数 (R3.4.1)	新規確認校数 (R3年度)	確認取消校数 (R3年度)	確認校数 (R4.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,086	1,065	1	1	1,065	98.1%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,683	1,965	51	7	2,009	74.9%

(注1) 学校数 (R3.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止決定済 (75校)、休校状態 (86校) を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の10校も含まない。

令和2年9月11日公表

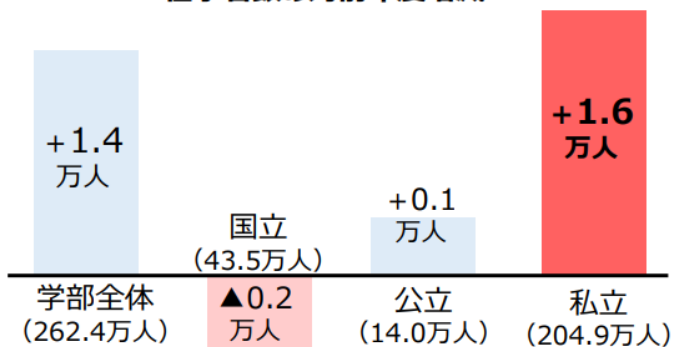
区分	学校数 (R2.4.1)	確認校数 (R2.4.1)	新規確認校数 (R2年度)	確認取消校数 (R2年度)	確認校数 (R3.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,082	1,051	13	4	1,060	98.0%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,688	1,689	284	6	1,967	73.2%

(注1) 学校数 (R2.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止決定済 (82校)、休校状態 (95校) を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の14校も含まない。

私立大学の学生数の増加、収支差の改善

- 令和2年度から高等教育の修学支援制度が開始。
- 令和2年度は主に私学、特に**定員充足率90%未満の私大の学生数の増加が顕著**。
- **収支（基本金組入前当年収支差額）も、令和元年度まで横ばいだったが、大幅な改善がみられる。**

◆ 令和2年度の大学（学部）の在学者数の対前年度増減



(出典) 文部科学省「令和2年度学校基本調査」(令和2年12月)

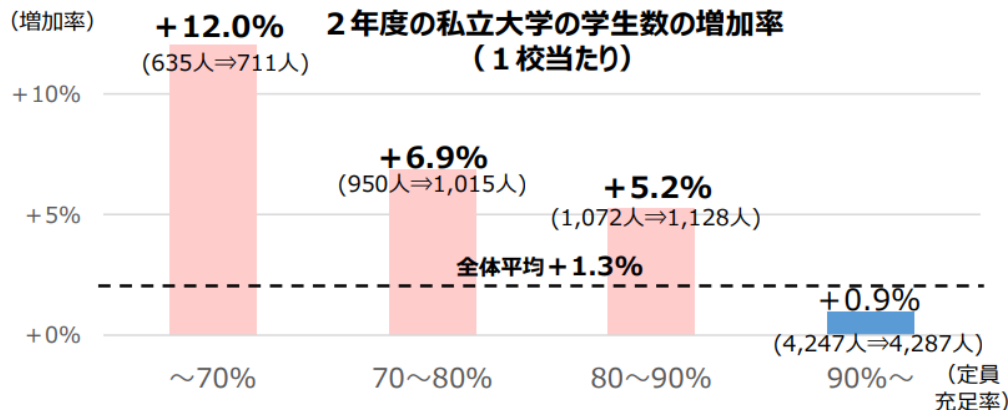
◆ 私立大学の収支※の推移



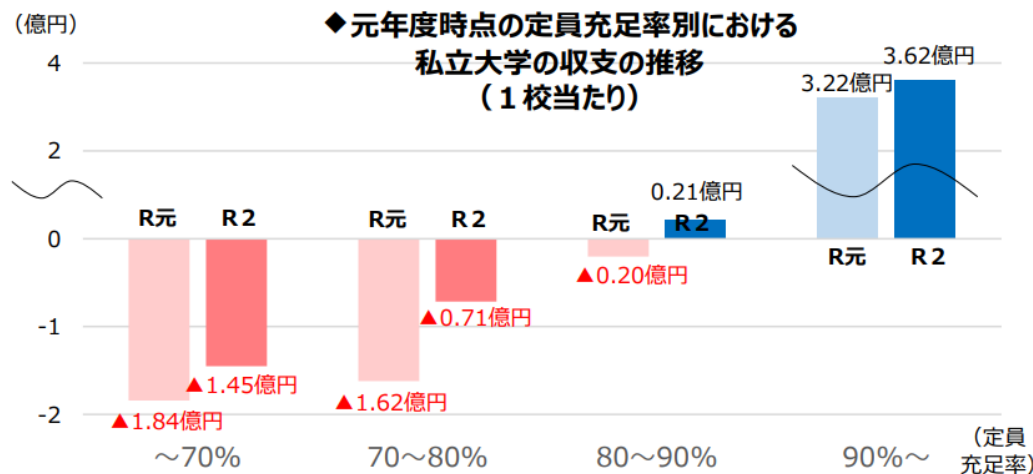
※ 基本金組入前当年収支差額

(出所) 日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」(令和4年1月刊行)

◆ 元年度時点の定員充足率別における2年度の私立大学の学生数の増加率 (1校当たり)



◆ 元年度時点の定員充足率別における私立大学の収支の推移 (1校当たり)

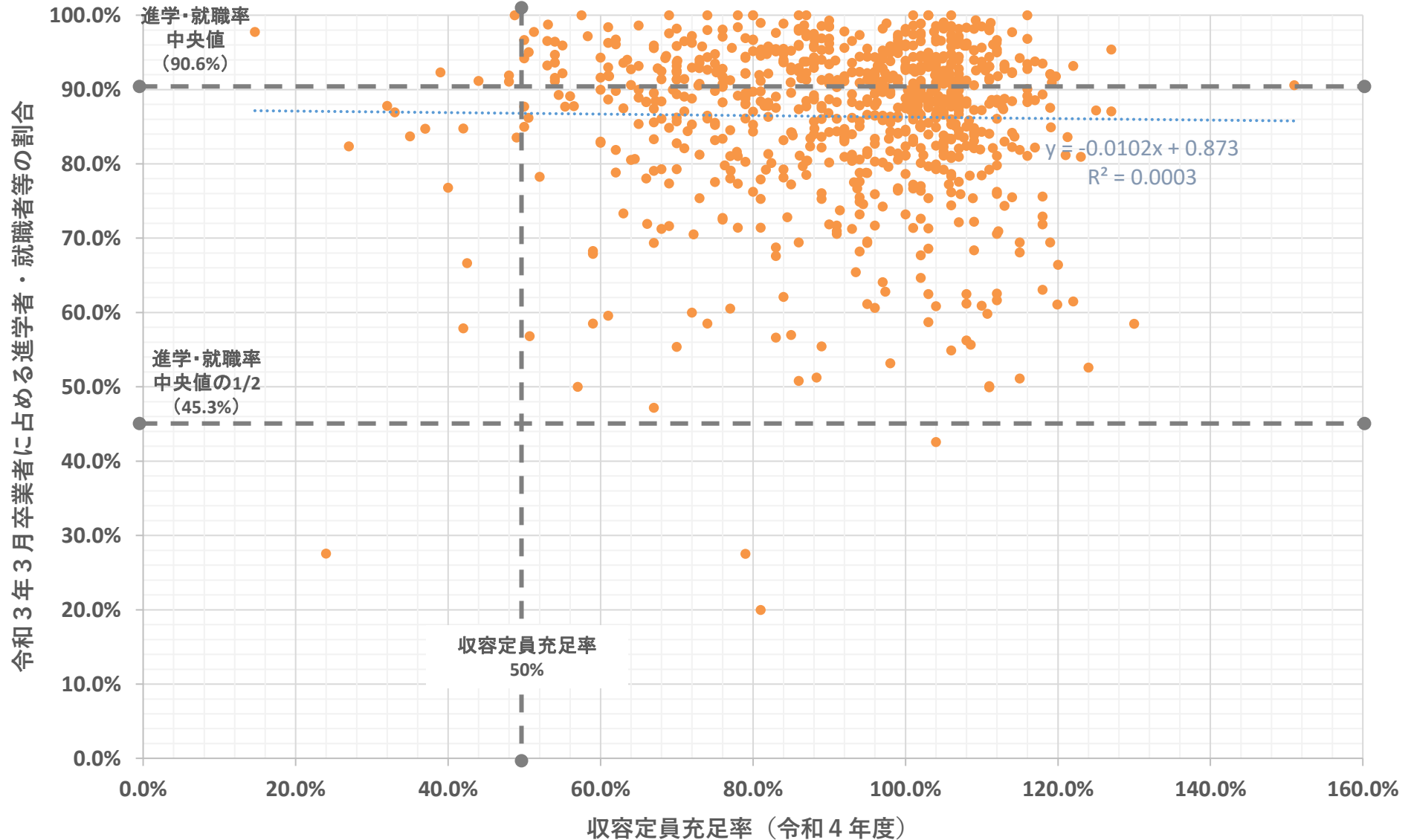


(注) 「学部部門」は、学校法人会計基準の会計単位としての大学で、附属病院、研究所、大学以外の学校等は含まない。

(出所) 文部科学省提出資料を基に財務省作成

卒業者に占める進学・就職等の割合×収容定員充足率(私立大学・短大・高専)

○大学等の収容定員充足率と、卒業生の進学・就職率との間に、相関関係は見られない



学校種別・卒業者に占める進学・就職等の割合

(単位: 学校数)

令和3年3月卒業者に占める進学者・就職者等の割合	全体 計	大学				短大			高専 計
		計	国立	公立	私立	計	公立	私立	
80%以上	935	611	80	84	447	268	11	257	56
70%以上～80%未満	105	86	2	3	81	19	2	17	-
60%以上～70%未満	38	25	-	1	24	13	-	13	-
50%以上～60%未満	24	19	-	-	19	5	-	5	-
50%未満	6	5	-	-	5	1	-	1	-

※本資料は、令和3年度学校基本調査（2次利用）により作成した。

第一次提言工程表(抜粋)(総合知)

施策番号	施策内容	当面の取組		中期的な取組	長期的な取組	
		2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024～26年度 (令和6～8年度)	2027～31年度 (令和9～13年度)	
24	<ul style="list-style-type: none"> こうした総合知を育成するための入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等について、「<u>教学マネジメント指針</u>」の見直しや、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、積極的に取り組む大学の好事例の収集・展開、基盤的経費の配分におけるメリハリ付けによるインセンティブの付与に取り組むなど、学生の学びの充実に向けた実効性ある方策を講ずる。 	<input type="checkbox"/> <u>大学入学者選抜について教学マネジメント指針を見直し、各大学に周知を行う。</u> 【2023年3月まで】	<input type="checkbox"/> 各大学の取組内容について、好事例の収集・公表などのフォローアップを通じて、取組を促進する。			
			<input type="checkbox"/> <u>教学マネジメント指針の見直し内容を踏まえ、大学等設置認可審査を実施する。</u>			
		<input type="checkbox"/> <u>高等教育の修学支援新制度における機関要件の審査への反映について、検討を行う。</u> 【2022年12月まで】	<input type="radio"/> <u>修学支援新制度の機関要件の審査への反映について、検討結果を踏まえて必要な制度改正を行う。</u> 【2023年12月まで】	<input type="radio"/> <input type="checkbox"/> <u>修学支援新制度については、制度改正を踏まえて支援を実施するとともに、継続的に効果を検証し、必要に応じた見直しを実施する。</u>		
		<input type="checkbox"/> <u>☆ 各国立大学の主体的な組織改革に対する運営費交付金による支援や、私学助成の配分により、各大学の取組にインセンティブを与える。</u>		<input type="checkbox"/> <u>左記取組の成果を踏まえ、必要な方策を検討・実施する。</u>		
		<input type="checkbox"/> <u>「知識集約型社会を支える人材育成事業」の実施やその成果の周知を通じて、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学びに関する好事例の収集・展開を図る。</u> 【2025年3月まで予定】				<input type="checkbox"/> <u>左記取組の成果を踏まえ、必要な方策を検討・実施する。</u>

教育未来創造会議第一次における総合知に係る提言への対応施策の例①

国立大学改革の推進

令和5年度要求・要望額

国立大学法人運営費交付金

1兆1,116億円（前年度予算額 1兆786億円）

国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

54億円（前年度予算額 50億円）



自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

ミッション実現・加速化に向けた支援

我が国の次世代を担う**人材養成**



多様な学生に対する支援の充実

- 大学院生に対する授業料免除の充実
174億円 (+24億円)

※このほか、障害のある学生に対する支援や、新型コロナウイルスへの対応についても支援

数理・データサイエンス・AI教育の推進

12億円 (対前年度同額)

- 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を加速するとともに、教えることのできるエキスパートレベルの人材養成を推進

改革に積極的な大学の**教育研究活動基盤形成**



教育研究組織の改革に対する支援 **77億円 (新規分)**

- デジタル・グリーン、地方創生、SDGs等への貢献を通じた各大学のミッション実現を加速するための組織設置や体制構築を強力に推進

大学の枠を越えた

知の結集による**研究力向上**



共同利用・共同研究拠点の強化

48億円 (+2億円)

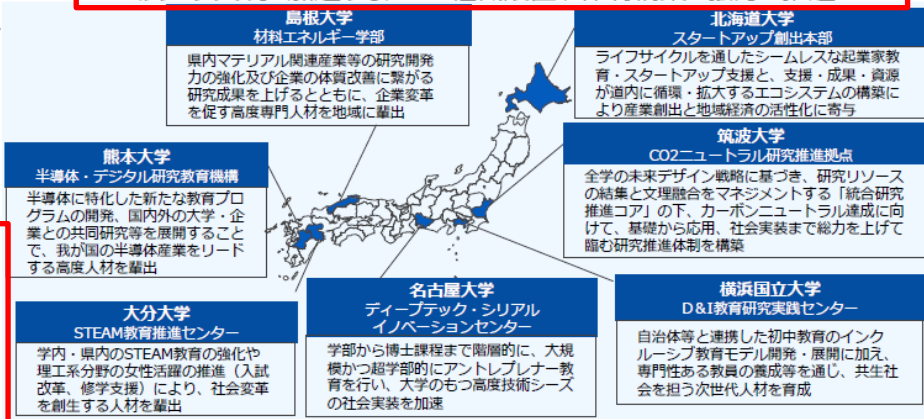
- 文部科学大臣の認定した共同利用・共同研究拠点としての基盤的な活動等を支援

世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進

232億円 (+23億円)

- 人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導するとともに、最先端の学術研究基盤の整備を推進

※このほか、先端研究推進費補助金等
275億円 (+148億円)



教育研究基盤設備の整備等 **372億円 (+303億円)**

- ポスト・コロナや、国土強靱化、グリーン社会の実現、デジタル化の加速に資する設備など、教育研究等に係る基盤的な設備等の整備を支援

改革インセンティブの向上

成果を中心とする実績状況に基づく配分

- 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すとともに、国立大学への公費投入・配分の適切さを示すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価しその結果に基づく配分を実施

配分対象経費	配分率
1,000億円	75%~125% ※指定国立大学は70%~130%

<参考：令和4年度の状況>

国立大学の経営改革構想を支援

国立大学経営改革促進事業 **54億円 (+4億円)**

※国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

- ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導的な経営改革に取り組む“地域や特定分野の中核となる大学”や“トップレベルの教育研究を目指す大学”を支援

私立大学等改革総合支援事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

115億円
112億円



事業概要

「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム (イメージ)

※ 1校当たりの特別補助交付額：タイプ1, 3, 4は1,000万円程度、タイプ2は2,500万円程度を想定
(各選定校数等により変動。このほか、一般補助における増額措置。)

タイプ 1

「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」

135校程度 (105校程度)

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進
- 入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ 3

「地域社会の発展への貢献」

165校程度 (20~40グループ含む) (165校程度)

- 地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援

タイプ 2

「特色ある高度な研究の展開」

45校程度 (45校程度)

- 研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進

タイプ 4

「社会実装の推進」

80校程度 (80校程度)

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実

令和5年度要求・要望額 8億円
(前年度予算額 7億円)



背景・取組

- ✓ AI戦略や成長戦略の実現に向け、学部学生の約8割を占める私立大学において、リテラシーレベルを土台とした数理・データサイエンス・AI教育を全学的に進めていく必要。
- ✓ このため、中長期的なビジョンのもと、モデルカリキュラムの策定や教材開発、全国への普及展開を進める体制構築を行う私立大学等に対し、支援を行う。

〔AI戦略2022 令和4年4月22日〕

文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得。

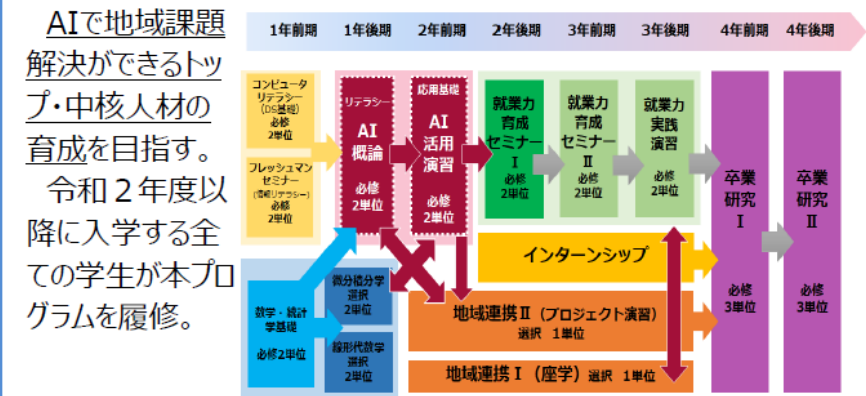
〔成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）〕

デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・AIのモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えらるるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。

取組事例

久留米工業大学「地域課題解決型AI教育プログラム」

数理・統計やAI概論など数理・データサイエンス・AIの基礎的素養、実践的なプログラミング技能の修得等の応用基礎、インターンシップや地域・業界との連携によるAIを活用した社会実装プロジェクト等の応用まで、一連の学習内容を1年次から4年次にかけて配置。



支援内容

- 私立大学等に特徴的な分野における**モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、社会における具体的実課題や実データを活用した実践的教育**、それらに必要な教育体制の整備など、**先進的な取組を実施**する大学等
 - タイプA①（先進取組）：9校×15,000千円
 - タイプA②（全学的実践）：45校×7,500千円
- **ワークショップやFD活動に参画し、数理・データサイエンス・AI教育の本格導入に向けた実践的取組**を積極的に進める大学等
 - タイプA③（導入）：95校×2,500千円
- 地域や専門分野等による**教育連携ネットワークを形成し、教育可能な教員を増やすためのワークショップやFD活動等を主体的に実施するなど、他の私立大学等への積極的な普及・展開を図る**大学等
 - タイプB（普及・展開）：30校×2,500千円

教育未来創造会議第一次における総合知に係る提言への対応施策の例④

知識集約型社会を支える人材育成事業

令和5年度要求・要望額 3億円
（前年度予算額 4億円）



背景・課題

- ◆ 学術研究や産業社会においては、分野を超えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を超えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要。
- ◆ 産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる能力を備えた人材育成が求められている。

教育改革に向け対応が必要な事項（例）

- ◆ 教育にフォーカスした産業界や地方自治体等の社会ニーズを具体的に把握・分析し、教育改革の具体化に向けたビジョン・戦略の策定。
- ◆ 教育・研究上の社会的要請に迅速かつ柔軟に対応するため、学部・研究科等の組織間の壁が高く所属組織の権益を守ろうとする傾向や学内合意形成が困難な状況の打破。
- ◆ 研究業績重視の人事給与マネジメント制度の改革。
- ◆ 研究活動や専門教育を重視する傾向からの脱却（専門分野に求められる知識量の増加、一般教育・共通教育の軽視等）。
- ◆ 全学的な教育実施責任体制を有効に機能させ、教育や学修の質の向上に向けた不断の改善・改革の進捗管理等のコントロール機能を強化。
- ◆ 学生は、学修の幅を広げることの必要性を実感。

など

各大学が、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくためには、**全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成することが不可欠。** これらへの対応と一体的に**教育改革を実現。**

事業概要

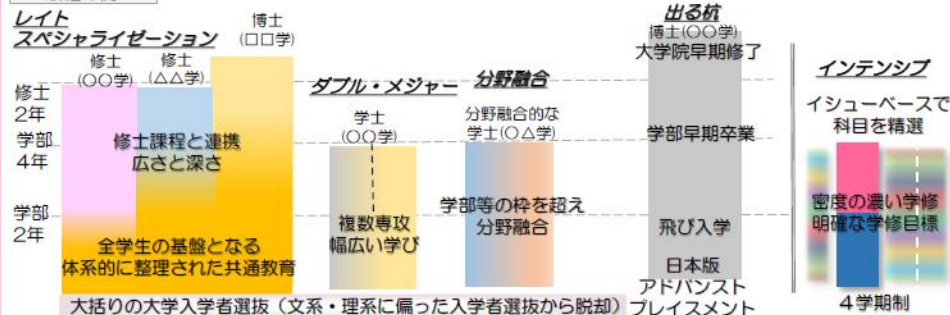
【目的】

Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する**幅広い教養と深い専門性**を持った人材育成を実現するため、**全学的な教学マネジメントの確立**を図りつつ、新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、**質と密度の高い主体的な学修**を実現。

【メニュー】

- ①**文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム**【令和2年度～令和6年度】 5件×30,780千円
（レイトスペシャライゼーションプログラム、ダブル・メジャープログラム、分野融合の学位プログラム等）
➢ 複数のディシプリンを理解・修得できる教育プログラム（十分な量と質、順次性を有しているカリキュラム（必修科目や卒業要件として設定等））、理解・修得した複数のディシプリンを、融合・統合する学びのプロセス（講義から卒業論文・研究等まで）
- ②**出る杭を引き出す教育プログラム**【令和2年度～令和6年度】 1件×22,000千円
➢ 非凡な才能をもった学生に、魅力ある先端研究を見据えた「個別最適化した学び」を実現
- ③**インテンシブ教育プログラム**【令和3年度～令和6年度】 3件×29,350千円
➢ 授業科目を大胆に絞り込み、一定期間、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を実現

～取組の例～



【事業イメージ】

大学と社会が相互理解・共通認識のもと新たなタイプの大学教育を実現
「教育改革」と「マネジメント改革」の一体的展開



各大学における自主的な改革を、教学マネジメントの専門家も含むプログラム委員会が後押し（審査・評価・助言）

※改革に向けた進捗の確認等

事業成果

- ◆ Society5.0時代等を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材の育成。
 - ◆ 社会のニーズに合った教育プログラムの実施を通じ、学長をはじめとする執行部の強いリーダーシップに基づく必要な体制整備、資源確保、構成員の意識向上。
 - ◆ 全学的な教学マネジメント確立。
- ➔ **新たな教育プログラムの成果を組織全体に浸透、社会を巻き込んだ不断の教育改革を推進。**

【事業スキーム】

- ◆ 対象：国公立大学・大学院
- ◆ 取組みの内在化：事業の継続性・発展性確保のため、事業の進捗に合わせ補助額を递减（補助期間最終年度の前年に当初予算額の2/3、最終年度に当初予算額の1/3）

多子世帯支援の現行制度（例）

制度	内容	備考
児童手当	3歳以上小学校終了前までは、第1子・第2子は10,000円、第3子以降は15,000円	所得制限あり
0～2歳までの保育料	保育所等を利用する子供が3人以上いる場合、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償	年収360万円未満の世帯は第1子の年齢は問わない
高校生等奨学給付金	第2子以降（15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合）は、第1子よりも高い単価で給付	生活保護世帯、非課税世帯が対象
公的賃貸住宅家賃対策補助	同居者に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯は、対象となる所得要件、住宅の要件を緩和	令和8年度までの時限措置

この他、地方自治体によっては、第3子は出産祝金を増額しているケースや、多子世帯向けの子育て支援パスポートがある自治体も存在する。



背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

高等学校等就学支援金等

414,154百万円 (416,907百万円)

◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）

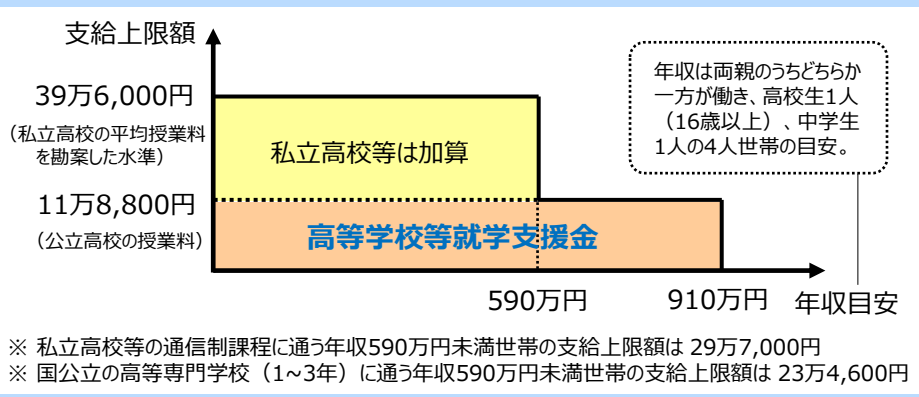
◆ 令和4年度予算

早生まれの高校生等に係る判定基準を改善

※ 扶養控除の適用時期の関係で、早生まれ（1～3月生まれ）の生徒等の判定が不利になる場合があるため

<対象学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）
 専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）
 海上技術学校



高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く）

※都道府県事業に対する補助 771百万円 (695百万円)

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）
- ◆ 家計急変した世帯への修学支援（補助率1/2）
- ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率1/2）

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

15,111百万円 (15,890百万円)

◆ 生活保護・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う奨学給付金事業に対して、国がその一部を補助（補助率1/3）

◆ 令和4年度予算

- ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額
- ・ICT端末の持ち帰り等への対応に伴う通信費相当額の増額

<対象学校種>

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校専攻科

【令和4年度予算 給付額】

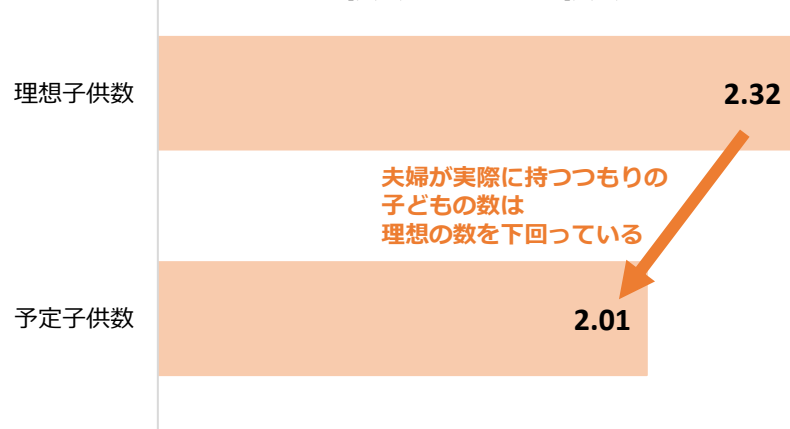
世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	110,100円 ↓ (+4,000円) 114,100円	129,600円 ↓ (+5,000円) 134,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	141,700円 ↓ (+2,000円) 143,700円	150,000円 ↓ (+2,000円) 152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	48,500円 ↓ (+2,000円) 50,500円	50,100円 ↓ (+2,000円) 52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

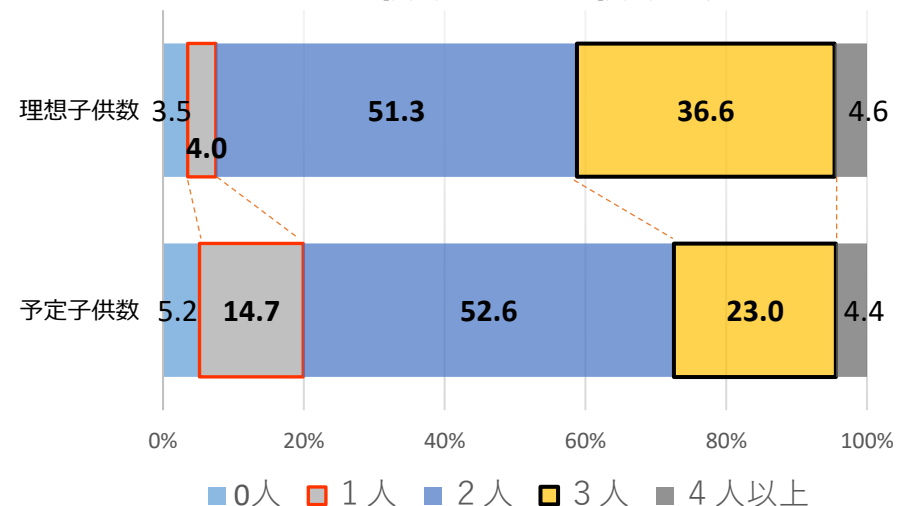
夫婦の「理想の子供の数」と「予定の子供の数」の乖離

- 夫婦にたずねた理想的な子どもの数（理想子供数）の平均値は2.32人。これに対して夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（予定子供数）の平均値は2.01人
- 理想子供数では「3人」と答えた割合が36.6%、「2人」が51.3%、「1人」が4.0%であるのに対し、予定子供数では「3人」の割合が減少し、「1人」の割合が増加している。

夫婦の予定子供数と理想子供数の平均



夫婦の理想子供数・予定子供数の分布

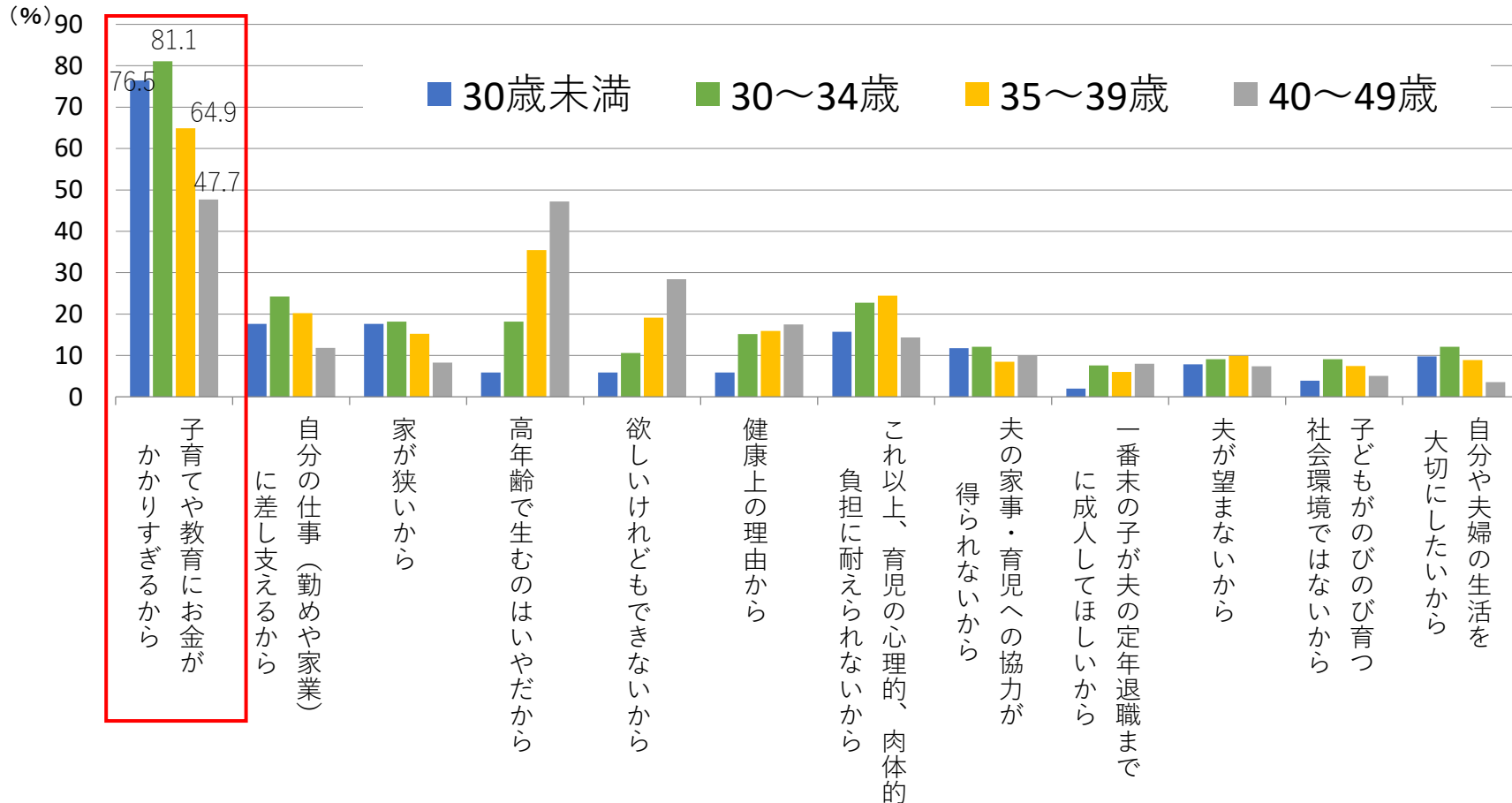


出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

- 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

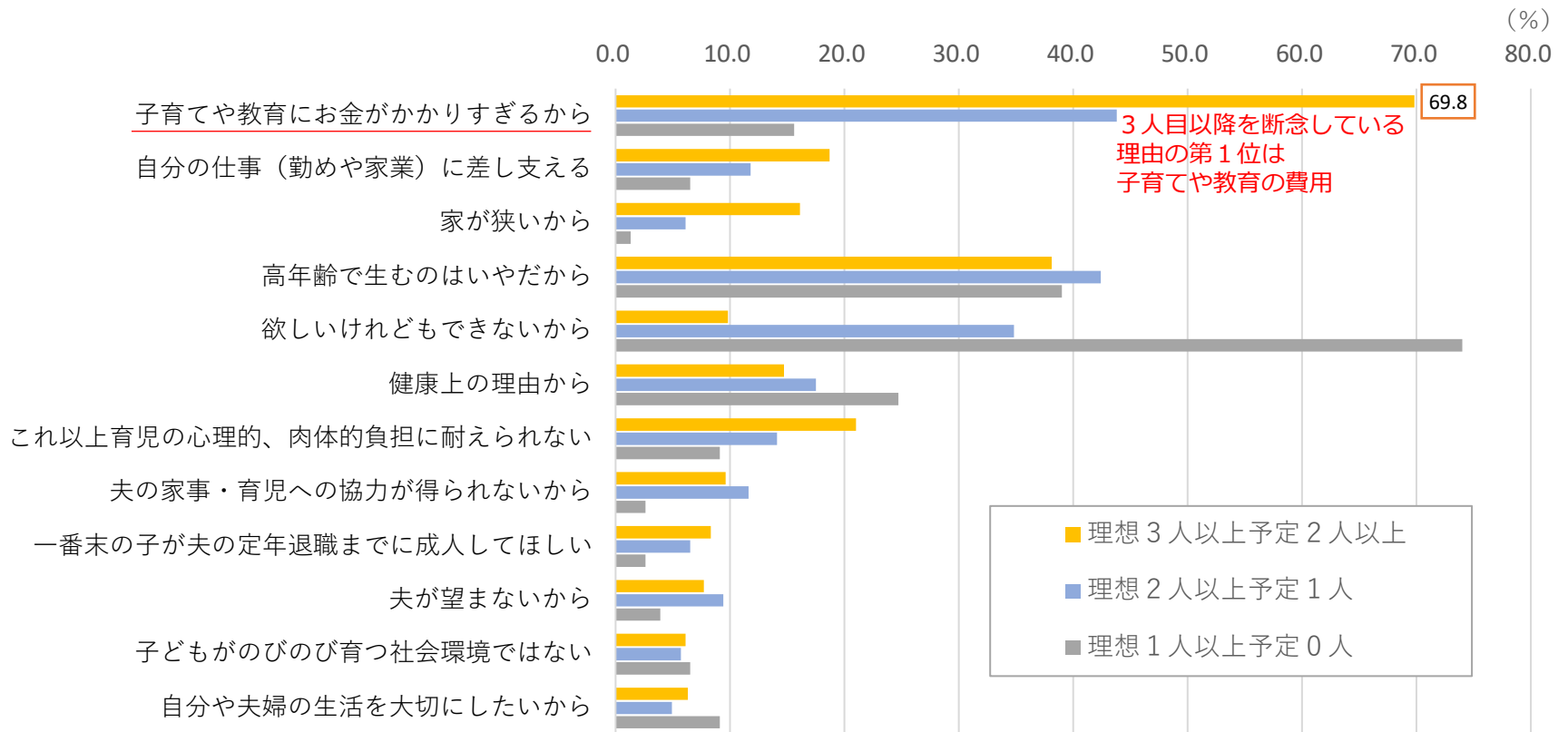


（注）妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦（約3割）を対象に行った質問（妻が回答者）。

3人目以降を断念する大きな要因は子育てや教育にかかる費用

○ 理想の子供数を持たない理由について、理想の子供の数が3人以上であるが実際に持つつもりの子供がそれを下回る（少なくとも2人は予定）という夫婦は、約7割がその理由として子育てや教育にかかる費用を挙げている。

理想子供数を予定子供数が下回る理由（理想／予定子供数別）



夫婦の出生子ども数

- ① 半数を超える夫婦が2人の子どもを生んでいる。
- ② 子どもを3人以上持つ夫婦の割合は低下し、子ども1人（ひとりっ子）の夫婦が増加した。

夫婦の出生子ども数分布の推移（結婚持続期間15～19年）

調査(調査年次)	総数(客体数)	0人	1人	2人	3人	4人以上	完結出生児数
第7回調査(1977年)	100.0% (1,427)	3.0%	11.0	57.0	23.8	5.1	2.19人
第8回調査(1982年)	100.0 (1,429)	3.1	9.1	55.4	27.4	5.0	2.23
第9回調査(1987年)	100.0 (1,755)	2.7	9.6	57.8	25.9	3.9	2.19
第10回調査(1992年)	100.0 (1,849)	3.1	9.3	56.4	26.5	4.8	2.21
第11回調査(1997年)	100.0 (1,334)	3.7	9.8	53.6	27.9	5.0	2.21
第12回調査(2002年)	100.0 (1,257)	3.4	8.9	53.2	30.2	4.2	2.23
第13回調査(2005年)	100.0 (1,078)	5.6	11.7	56.0	22.4	4.3	2.09
第14回調査(2010年)	100.0 (1,385)	6.4	15.9	56.2	19.4	2.2	1.96
第15回調査(2015年)	100.0 (1,232)	6.2	18.6	54.0	17.9	3.3	1.94

